

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N°597
2020.11.25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- 安倍政権の終焉と「無責任の政治」の継続…………… 植松健一
福島原発・生業訴訟、控訴審で画期的判決を勝ち取る…………… 青龍美和子
SBS事件、岐阜地裁でも無罪判決—その背景には何があるのか…………… 秋田真志
変形労働時間制が無効となった場合の残業代計算—イースタンエアポートモータース事件…………… 新村響子
【シリーズ全国リレー・北海道】
道警ヤジ排除事件…………… 神保大地
- シリーズ 憲法を知るための12冊
- 山崎雅弘著『「天皇機関説」事件』…………… 本間耕三
- ロースクールの実情と法曹養成
- ロースクール、司法試験……渦の中から渦を語る…………… 藤井啓輔
- 第17回人権研究交流集会 □分科会紹介
- 【議長ひとくちトーク】私の第一歩…………… 上野 格
【本の紹介】宮道佳男著『戦記小説 戦場に法はないのか』…………… 北村 栄
〈改憲問題対策法律家6団体連絡会主催〉
- 「いのちと人間の尊厳を守る、新しい政治を！」市民集会報告…………… 大山勇一
□「いのちと人間の尊厳を守る、新しい政治を！」集会アピール
- 「国政私物化をやめさせよう！—森友・加計・「桜」の徹底追及を」市民集会報告
□菅内閣総理大臣による日本学術会議の人事への不当な介入に抗議し、
同会議が推薦した会員候補を直ちに任命することを求める声明



クローチアの子ども

安倍政権の終焉と「無責任の政治」の継続

京都 植松 健一（立命館大学）

①民

「民主主義の機能不全」は各国共通の課題である。その処方箋を探るピエール・ロザンヴァロンが本年三月に刊行された「古城毅ほか訳「良き統治―大統領制化する民主主義」みず書房」。同書は、「大臣が統治責任を引き受けよう」としないこと、「指導者が嘘をついても罰せられないこと」「行政の仕組みが不透明なままであること」などが民主主義への不信を増長させ、執行権の強大化（民主主義の大統領制化）を招いていると診断する。その対抗として必要なことは「理解可能性」「統治責任」「応答性」の強化であり、また、政治の信頼を回復するために政治家が「真実を語り」「高潔であること」が求められるという。

七年八カ月に及ぶ安倍政権の特徴の一つとして挙げ得るのは、この政権がロザンヴァロンの挙げた民主主義再生の諸条件（理解可能性、統治責

任、応答性、政治家の正直さと高潔さ）を著しく欠いていたという点である。一言でいえば「無責任の政治」であった。退任後の安倍氏は、戦後七〇年談話によって「戦後」を終わらせたと自画自賛しているが（産経一〇月二三日・一五日）、氏の言う「戦後」の中には、大日本帝国の「無責任の体系」（丸山眞男）の反省に基づく「責任の政治」の希求も含まれているのではなからうか。

日本国憲法は、「責任」を通じた政府のコントロールを統治機構に組み込んでいる。六六条三項のいう国会に対する内閣の責任は、施政方針や通常の行政活動に関する説明責任から、国会・議員の要求に対する応答責任・釈明責任、そして辞職責任に至るまで多様なレベルのものが含まれている。国政調査権（六二条）をはじめ、議員四分の一の要求に基づく臨時国会召集決定義務（五三条）や、

国務大臣の国会への出席・答弁義務（六三条）も、こうした責任追及のために制度化されているといえる。そして政府と与党の事実上の一体化の下で憲法が要請する内閣の対国会責任を死文化させないためには、国会の委員会構成や質問時間における野党派への配慮も不可欠である。

しかし安倍内閣は、こうした憲法上の責任をほとんど果たそうとしなかった。第二次政権下で、野党からの臨時国会召集請求は三度出されているが、一度目は次の通常国会開催まで無視し（二〇一五年）、二度目は国会召集直後に衆議院解散を強行し（二〇一七年）、そして三度目は首相の病気を理由とする辞職（二〇二〇年）によって、やはり果たされなかった。本年六月の那覇地裁判決でも召集は憲法上の義務であると指摘されているように、請求の無視は、「一見極めて明白」な憲法違反

行為である。これだけではない。国会への首相や大臣の出席は、外交などを理由に容易に阻まれてきた。委員会での質疑に対する大臣たちの答弁は不誠実さが目立ち、安倍首相に至っては質疑中に大臣席から野次を飛ばして何度も議事をストップさせた。他にも野党の質疑時間の削減など事例に事欠かない。

憲

法上の内閣の責任に鈍感な安倍氏は、しかし同時に、「私の責任」という言葉を好んだ首相でもあった。だが、安倍氏の言う「責任」は、あまりに空虚である。第二次内閣以降の安倍政権下で不祥事や失言での大臣の辞任は九件あるが、そのたびに総理が口にする「任命責任」（国会の場で計四九回）はいっつ、どのように果たされたというのか。四月の緊急事態宣言の際には、ロククダウンをせずに感染拡大した場合の責任を記者に問われ、「責任をとればいいというものではない」と、額面通りならばおよそ政治家失格の発言までしている。ドイツのメルケル首相は、強力なロックダウン措置に際してテレビ演説を行い、政治的決定の透明性・説明責任の重要性や渡航・移動の自由の意義にきちんと触れた上で、それでもなお国民の命を守るのに必要な措置なのだと国民に説いた。ドイツのコロナ対策にも功罪あるが、少なくともメルケル首相の演説には、安倍首相会見の

ような責任逃れの姿勢はみられなかった。

「責任」が空手形で終わるだけなら、まだ罪は軽い。しかし、森友学園疑惑では「私や妻が関与した事実があったら首相も政治家も辞める」などと、取る気もない「責任」を不用意に口にしたことで、財務省内での公文書改竄という実害を生じさせた。指示をしたとされる理財局長も、省の責任者である麻生大臣も責任をとらず、改竄を「国民への裏切り」だと独り真摯に責任を感じていた現場の職員を自死に追い込んでしまったのである。

今

年に入り検察庁法改定や陸上イージス配備の撤回で長期政権にも陰りは見えていたとはいえ、辞任の直接の理由は政治的引責ではなく、持病の再発である。病氣自体は仕方ないとしても、コロナ対策という喫緊の課題に加えて、なお未解明のモリ・カケ・サクラ疑惑に河合克行夫妻の公選法違反容疑もある中、最期は無責任な「政権放り投げ」の格好となった（にもかかわらず「安倍さん可哀想」「病氣を批判するな」と同情し支持率をV字回復させた、世論の背景にあるものの検証も必要であろう）。

とはいえ、後任の菅内閣は安倍路線の継承を誓った「安倍なきアベ政治」であり、それゆえ「無責任の政治」も引き継がれることになろう。杉田・北村といった警察出身の官邸官僚の下、いっそう

の官邸主導人事と公安流情報コントロールを通じた「萎縮と忖度」による権威主義的支配を強めることになるかもしれない。就任そうそうの学術会議会員任命拒否と「中曽根合同葬」は、この政権の性格をよく表している。

「権威主義体制」などという大袈裟に思われそうだが、世界的にみればそうした強権的な政治がリベラルな民主主義を凌駕しつつある（中国、ロシア、ハンガリー、ポーランド、ベラルーシ……）。日本がそれら権威主義体制の国の一つにならない保障はない（否、すでになっている?）。だからこそ、世界的視座で民主主義の病理と再生可能性を考察するロザンヴァロンのような論者の示唆するところは大きい。ちなみに、『良き統治』訳書に付された解説は、「政治家は……政治的な統治責任を十分に追及されているだろうか。これらの点について、私たちはあまりに無感覚になっているのかもしれない。」と読者に問いかけている。解説文の執筆は、菅政権が学術会議から除こうとしている宇野重規氏。宇野氏への応答が、理論と実践の両面で私たちに求められている。

福島原発・生業訴訟、 控訴審で画期的判決を勝ち取る

東京 青龍美和子

■ 本訴訟の概要

二〇二〇年九月三〇日、「生業を返せ、地域を返せ」福島原発訴訟（通称「生業訴訟」）の控訴審で、仙台高裁は、被告国・東電の法的責任を明確に認め、一審の福島地裁判決を大きく上回る損害賠償の支払いを命じる画期的な判決を出した。

生業訴訟は、福島県内の全自治体と福島県に隣接する各県の住民・避難者計約三六〇〇人が原告となり、不法行為（＋原賠法）に基づく東電の責任と、国賠法に基づく規制権限不行使という国の責任を追究し、原状回復と二月五万円の慰謝料を求めて二〇一三年三月二日に提訴した集団訴訟である。

■ 国と東電の責任を重く断罪した 控訴審判決

東電の責任については、国の規制権限不行使の違法性を判断する前提として、東電の予見可能性と結果回避可能性・義務について判断。福島県沖海溝沿い領域を含む領域に津波地震が発生する確率等を示した「長期評価」（文科省に設置された地震本部が二〇一二年七月に公表）について、その作成経緯や専門家による議論状況を丁寧に事実認定した上で、「長期評価」に基づくシミュレーションを行ったとすれば、遅くとも二〇一二年末頃

までには一〇mを超える津波が到来する可能性を

認識することができたと判断した。

結果回避可能性についても、資料の保持状況等、当事者間の衡平の観点からの立証責任に言及したうえで、防潮堤の設置、重要機器室及びタービン建屋等の水密化による結果回避可能性を認めている。さらに、これらの東電の義務違反の有無及び程度について、「長期評価」をめぐる保安院と東電とのやり取りを詳細に事実認定し、「新たな知見に対応した防災対策を講ずるために求められる負担の大きさを恐れるばかりで、そうした新たな防災対策を極力回避しあるいは先延ばしにした」との思惑のみが目立っている」とし、「このような一審被告東電の姿勢は、原子力発電所の安全性を維持すべく、安全寄りに原子力発電所を管理運営すべき原子力事業者としては、あるまじきものであったとの批判を免れない」と断罪している。

東電の義務違反の程度は、「決して軽微といえない程度であった」として、「一審原告らに対する慰謝料の算定に当たって考慮すべき要素の一つとなる」と判断している。

また、国の責任については、国による「長期評価」の信頼性に対する反論に一つ一つ丁寧に根拠をもって応対し、「長期評価」の見解は、……相当程度に客観的かつ合理的根拠を有する科学的知見であったことは動かし難い」と判断した。そして、東電と同様に予見可能性・結果回避可能性を

認めたくえで、やはり保安院と東電との長期評価

をめぐるやり取りについて「二審被告東電による不誠実ともいえる報告を唯々諾々と受け入れることとなったものであり、規制当局に期待される役割を果たさなかった」「一般に営利企業たる原子力事業者においては、利益を重視するあまりややもすれば費用を要する安全対策を怠る方向に向かいがちなる傾向が生じることは否定できないから、規制当局としては、原子力事業者にそうした傾向が生じていないかを不断に注視しつつ、安全寄りの指導・規制をしていくことが期待されていた」のに「前記対応は、規制当局の姿勢として不十分なものであったとの批判を免れない」と断罪した。そして、規制権限の不行使が遅くとも二〇〇六年末までには、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くに至ったとして、国賠法上違法となるとし、その責任は二次的・補完的のものではないとして、国に損害全体についての賠償義務を認めた。

■金額は不十分ながらも損害の範囲を広げた

仙台高裁は、原発事故の被害についても、一審判決より被侵害利益を広くとらえ、全ての原告について、生存基盤とその上での全人格的な生活の侵害を対象とし、一審判決が採用した受忍限度論

を明確に否定している。

そして、一審判決ではほとんど認容されなかった旧避難指示区域について現地進行協議の結果も反映され、「ふるさと喪失」慰謝料を事実上認め、中間指針等に基づく既払額を大きく上回る賠償額を認容している。自主的避難等対象区域については、一審では中間指針を超えないとして認容されなかった子ども・妊婦については中間指針を超える損害が認定され、それ以外の人についても一審では二〇一一年二月までとされた被害の期間が二〇一二年二月まで範囲を広げた。その他にも、県南(白河市等)及び宮城県丸森町(子ども・妊婦増額)、会津地域の子ども・妊婦、県外(丸森町を除く宮城県、茨城県、栃木県)については栃木県那須町の子ども・妊婦のみだが、賠償が認められた。中間指針に対する上乗せだけでなく、地域的にも一審判決と比較して広く認めたといえる。損害額が低額であることや認められた地域の範囲が不十分なこと、その理由も不明確なことは問題だが、一律賠償として中間指針を上回る損害が広く認められたことで、賠償基準の見直しへの足がかりにしたい。

■判決の意義と弁護団員としての想い

本判決は、福島原発事故の国の責任を追及する集団訴訟で初の高裁判決である。仙台高裁が国と東電の責任を明確に認めたことは、事故の再発防

止や被害者の全面的な救済のみならず、被災地の復興にとっても大きな意義がある。

私は、東電本社前で判決を迎えた。東京、千葉、神奈川、群馬で裁判をたたかっている原告や弁護団、支援者の方々が、自分事として一緒に勝利判決を喜んでくれた。この判決を勝ち取ることができたのは、いわき避難者訴訟や、東電刑事裁判、他の集団訴訟が積み上げてきた成果にもよる。来年一月、二月と続く千葉、群馬の同種訴訟での東京高裁判決等での勝利に結びつけ、最高裁で勝訴できるよう原告団・弁護団を超えた取り組みをさらに強化したい。

二〇一二年、弁護士登録してすぐ青法協の同期の仲間と生業弁護団に入り、繰り返し福島を訪れた。一瞬にして故郷を奪われ戻れない苦しみ、避難による経済的・精神的な辛さ、自分や家族の将来の健康への不安、他県からの差別・偏見、一方的な賠償基準による分断……地震で倒壊した建物がそのままの避難区域の町並みも何度も見た。原発事故の恐ろしさを生で感じ、それでも原発を推進する政府・電力事業者に大きな怒りを感じた。特別想いのある弁護団事件で、裁判所に被害者の想いが伝わり、大きな成果を出せたことは本当に嬉しい。

福島原発事故からもうすぐ一〇年。悲惨な原発事故を二度と繰り返さないために、引き続き頑張ります。

SBS事件、岐阜地裁でも無罪判決

—その背景には何があるのか—

大阪 秋田 真志

一 相次ぐSBS無罪判決

二〇二〇年九月二十五日、岐阜地裁(出口博章、堀田喜公衣、金子隼人裁判官)は、生後三か月の長男を激しく揺さぶって頭部に傷害を負わせた(揺さぶられっ子症候群≡SBS)として起訴され、懲役五年を求刑されていた母親に対し、無罪判決を言い渡した(弁護士団は、岐阜県弁護士会の笹田参三、神谷慎一弁護士と大阪から筆者が加わった。以下、岐阜事件)。SBS事件については、二〇一九年一〇月二十五日、二〇二〇年二月六日の各大阪高裁判決、同月七日の東京地裁立川支部など、無罪判決が相次いでいる。長らく有罪率が九九・九%を超えていた日本の刑事裁判において、同じ類型の裁判で、これほど無罪が相次ぐのは異常である。

二 岐阜事件の概要

岐阜事件は、二〇一六年五月に発生した。母親の一貫した供述では、長男はソファの上のクッション上で寝かせていたところ、しばらく目を離れた際に落下してしまい、気づいたときにはソファ下で激しく泣いていたという。母親は、長男を抱き上げてあやしたが、数分して突然痙攣をはじめ、呼吸も止まってしまった。母親はパニックになりながら、親族に助けを求めて病院に搬送したが、病院到着は急変から一時間後であり、心肺停止状態であった。蘇生により、九分後に心拍が再開したが、心肺停止は三〇分以上継続したと思われる。その後の検査で、急性硬膜下血腫、脳浮腫、眼底出血のいわゆる三徴候が認められたことから、母親による暴力的揺さぶりの疑いがあると

して、約一年後の二〇一七年五月に母親が傷害罪で逮捕され、否認のまま起訴されたのである。

起訴の主要な根拠になったのは、児童虐待問題に熱心に取り組む山田不二子医師(内科医)の鑑定書であった。山田医師の鑑定書では、三徴候が揃っているという状況から、「加害者が誰なのかは明らかである。……せめてもの償いとして、加害者には犯してしまった暴力について真実を語ってもらいたい」などと記載されていた。

三 公判の経緯

起訴後、二年以上の公判前整理手続を経て、二〇一九年九月に公判が始まった。争点は多岐にわたるが、最大のポイントは、長男に認められた三徴候から、その原因を母親による暴力的な揺さぶりと断定できるかである。検察側の証人に立った

山田医師は、主に長男に見られた脳浮腫は、外傷性の一次脳実質損傷であり、そのような外傷を与えることができるのは、揺さぶりであると証言した。

これに対し、弁護側証人に立った青木信彦医師（脳神経外科）は、山田鑑定に見られたCT画像の誤読をいくつも指摘した上で、長男には外傷性の二次脳実質損傷は認められず、長男の脳浮腫は、心肺停止に基づく低酸素脳症であると証言した。また、長男の急性硬膜下血腫は軽微であるのに重症化した原因として、脳深部静脈血栓症を疑わせる所見があることを指摘した。ソファからの低位落下によっても十分に生じうるとしたのである。

岐阜地裁の判決は、山田供述を採用せず、青木供述を全面的に採用する形で、「ソファからの落下によって外傷性の脳深部静脈血栓症を発生し、呼吸停止（更に心肺停止）に陥り、低酸素性虚血性脳症も合併して、びまん性脳浮腫、網膜出血を生じたという機序が成立する可能性を否定し切れない」として、母親に無罪判決を言い渡したのである。

四 山田鑑定のデタラメぶり

本件の訴追の最大の問題点は、山田医師の鑑定に依存していたことである。判決には直接触れら

れていないが、山田鑑定には、揺さぶりだと断定する根拠として、「暴力的な揺さぶりは、遠心力や慣性力といった予想外の力が累積されることによつて、人力であっても、想像を絶するエネルギーが生み出される」などと記載されている。物理学を無視した荒唐無稽な議論である。ニュートンの法則が示すとおり、遠心力や慣性力は決して「予想外の力」ではないし、揺さぶりによつて累積することもない。人力によつて「想像を絶するエネルギー」が生じるはずもないのである。全く逆である。揺さぶりは、短い距離で減速・停止を繰り返す運動であるが、そのたびにエネルギーは損失し、低位落下に比較しても、小さな衝撃しか与えないのである。このことは、生体工学の実験で、何度も確認されてきたのである。そもそも山田医師は、物理学について素人である。このような意見を述べるに当たり、物理の専門家にコンサルトしたこともないという。素人が単なる思い込みだけを展開していたのである。山田医師は、本件以外でも、何度も検察側の鑑定を行ってきたようであるが、同様の意見を述べてきたと考えられる。このような供述を根拠に、従前の有罪判決が出されてきたとすれば、背筋が寒くなる話である。

五 通説化した議論でも再検証を

本件は、医学的な所見のみから、その原因を暴

力的な揺さぶりだと決めつけようとするSSB仮説が破綻していることを示している。しかし、検察側は、山田供述のデタラメぶりが明らかになっても、なお事実認定に不満があるとして、控訴期限ぎりぎりに控訴した。その背景にあるのは、自らの無謬性と有罪判決に対するこだわりであろう。SSB仮説に基づいて、多くの訴追をしてきた以上、今さら引き下がれないという意識も働いたと思われる。

他方、日本小児科学会も一〇月二日に「虐待による乳幼児頭部外傷 (Abusive Head Trauma in Infants and Children) に対する日本小児科学会の見解」を発表した。要は、従前のSSBやAHT (虐待性頭部外傷) の診断を正当化し、擁護しようとするものである。

確かに、SSB仮説は、一旦通説として受け容れられたといえるであろう。しかし、通説が正しいとは限らない。むしろ、通説化した議論は、無条件に信じられ易く、検証されにくくなる。誤りがそのまま温存されるリスクもでてくるのである。この点、検察庁にも小児科学会にも、無罪判決が繰り返されている現状に対する反省の姿勢は見られず、ひたすら自己の正当性を強調するばかりである。必要なのは拘泥ではなく、検証である。通説を聖域化することなく、ゼロベースで見直すところそが求められているのである。

変形労働時間制が無効となった 場合の残業代計算

—イースタンエアポートモーターズ事件—

東京 新村 響子

一 はじめに

変形労働時間制は、一日八時間、一週四〇時間の労働時間制度の原則を例外的に弾力的に運用できる制度である。もともと、変形労働時間制の有効要件は厳格に定められているため、実際の労働現場では、違法に運用されている例が少なくない。では、変形労働時間制が違法無効だった場合、残業代はどのように請求することができるのだろうか。今回、一カ月単位の変形労働時間制が無効となった場合の残業代の計算方法が争点となった事件で勝訴判決（東京地判令二・六・二五）を得たので、その概要を報告する。

二 事案の概要

被告は、羽田空港の航空関係者の送迎を主に行うハイヤー運行会社である。被告には、本部である旭町事業所と羽田空港オペレーションセンター（羽田事業所）の二箇所に事業場があった。

原告三名は、羽田事業所で配車職員として勤務していた。原告らは、勤務シフト表に記載された勤務時間に就労することになっており、シフトは、日勤、夜勤、明け、休日の概ね四日のローテーションを繰り返すものであった。日勤と夜勤は、それぞれ所定労働時間が二時間のパターンと八時間のパターンのほか、一七・五時間とされているシ

フトもあった。

このように、通常の労働時間を大きく「変形」した働き方であったにもかかわらず、原告らは、変形労働時間制の適用を受けているとの説明を受けたことはなく、就業規則も見ることがなかった。そこで、原告らは、プレカリアートユニオンに加入し、被告に残業代の支払いを請求したが、話し合いでの解決には至らなかったため、東京地裁に提訴し、三人で合計約一四五三万円の残業代の請求と、約二三〇〇万円の付加金の支払いを求めた。

三 争点

まず、一カ月単位の変形労働時間制の有効性が問題となった（争点①）。もともと、原告らが勤める羽田事業所には常時一〇名を超える労働者が勤務していたため就業規則の作成・届出が必要だったが、被告では、本部に就業規則（本件規則）が作成されていたのみであり、羽田事業所には周知されていなかった。そのため、本件規則に記載された一カ月単位の変形労働時間制が原告らとの関係で無効であることは、被告も大きく争わなかった。

その上で、被告は、仮に変形労働時間制が無効であり、所定労働時間のうち一日八時間を超過した部分が無効となった場合、賃金を支払う合意も無効となる時間数の割合に応じて減額されるはずであり、かつ、無効となった部分の賃金の支払い

は、無効となる時間数の労働に対する賃金として弁済したことになるはずである(つまり、もともとの所定労働時間数の労働時間の賃金は支払い済みであるから、一日八時間を超過する部分について〇・二五倍の割増賃金のみ支払えば足りる)と主張した(争点②)。

四 判決の概要

(1) 争点①について

争点①について、東京地裁は、一カ月単位の変形労働時間制が有効となるには、「就業規則において、労働時間が一週間当たり四〇時間を超える週又は一日八時間を超える日を特定することが必要とされ(労基法三二条の二)、月ごとに勤務割表を作成する必要がある場合には、労働者に対し、労働契約に基づく労働日、労働時間数及び時間帯を予測可能なものとするべく、就業規則において、少なくとも各直勤務の始業終業時刻及び休憩時間、各直勤務の組み合わせの考え方、勤務割表の作成手続及び周知の方法を記載する必要がある」とした。

そして、本件規則は、「配車職員の労働時間は毎月一六日を起算日とする一箇月単位の変形労働時間制による。」旨記載するのみで、その他の記載を全く欠くものであり、さらに周知手続もとられていないから無効であると判断した。

(2) 争点②について

東京地裁は、一カ月単位の変形労働時間制が無効であった場合、一日につき八時間を超える部分の合意は労基法違反としてその部分が無効となり、直律効(労基法一三条)により、所定労働時間は一日八時間に短縮され、一日八時間を超過してした労働は時間外労働となると述べた。

一方、その場合に賃金額の合意がどのように影響を受けるかは、労基法には定めはないから、労働契約の合理的な解釈によることとした。その上で、「時給制や日給制においては賃金と所定労働時間数が厳密に対応・牽連しているのと比して、月給制においては国民の祝日や曜日により一カ月当たりの所定労働時間が他の月より短くても賃金減額が行われなかったり、遅刻・早退の場合において賃金減額が必ずしも行われなかったりするなど、所定労働時間と賃金とが厳密な対応・牽連関係にないことからすれば、月給制においては一カ月の所定労働時間と月ごとの賃金額とが一体の関係にあるといえないというべきであり、月給制においては、無効となるのは一日八時間を超える所定労働時間の部分のみであり、月ごとの賃金額のこれに対応する部分は無効とはならない」と判示した。

そして、本件原告らの給与は月給制であったことから、無効となるのは一日八時間を超える所定労働時間を定めた部分のみであり、賃金を支払う

合意が部分的に無効となることはないとした。その結果、被告がこれまでに原告らに支払った賃金は、直律効により短縮された所定労働時間である一日八時間に対する対価としての賃金となり、無効になった所定労働時間部分の労働については全く賃金が支払われていないことになるから、一・二五倍の割増賃金を支払う必要があるとした。

五 本判決の意義

本判決が報道されると、全国の多数の弁護士から判決文の提供を依頼され驚いた。変形労働時間制の違法な運用が横行し、無効となった場合の賃金計算について争いとなっている事案がそれだけ多いのだろう。本判決は、変形労働時間制の有効要件について改めて厳格な就業規則の記載要件を課すとともに、それが無効となった場合、少なくとも月給制賃金の場合には、減縮されるのは労働時間だけで賃金には影響しないことを明らかにした点で、意義があると思われる。

違法な長時間労働を強いておきながら、賃金は割増分を除き支払い済みであるなどという使用者の反論が安易に許されてよいはずがない。本判決が、類似事件の参考になれば幸いである。なお、事件は和解により解決し、本判決は確定している。弁護士は、佐々木亮、大久保修一弁護士、当職である。



北海道支部

道警ヤジ排除事件

北海道 神保 大地

本号から全国リレーと題し、全国各地の支部や会員の取り組みの報告をリレー形式でつなぐ企画がスタートします。



一 二〇二〇年の第五二回総会議案書に続いて、再度、事件紹介の機会をいただいたので、より詳細な報告をさせていただきます。

二〇一九年七月一五日のヤジ排除の映像は、こちらをご覧ください。

https://twitter.com/atsushi_mic/status/1150746751680172032

https://www.youtube.com/watch?v=hhdCny27nk&feature=emb_title

北海道警察(道警)は、報道機関から排除の法的根拠を問われると「確認中なのでコメントできない」と回答するにとどめ、七か月以上にわたって説明を避け続けた。

八月には、道警に対して説明と謝罪を求めるデモ(通称ヤジポイデモ、当事者主催)が行われ、道警に対し抗議文書を交付しようとした。このとき、道警本部前で抗議をする市民を、警察官が無許可で撮影し続けた。「いかなる根拠で撮影したのか」という弁護士への質問に対し、「適正な職務の執行です」との、問いに応えない説明を繰り返し、そのまま画像を消去することなく、大人数の警察官を動員し市民に圧力をかけ、道警本部へ逃げる

ように入って行った。

一〇月には、排除された市民・マスコミ・元警察関係者などをパネリストとして、市民集会(実行委員会主催)が行われた。それまで知らされていなかった他の演説会場での排除行為なども報告され、市民・マスコミの注目を集めた。しかし、説明や謝罪を拒む道警の姿勢は何も変わらなかった。

そこで、当事者らは、司法による解決を求めることとし、二〇一九年二月三日に男性一名が国賠請求と告訴を、翌二〇二〇年二月二七日に女性一名が国賠請求を行った。

追加提訴の直前である二月二六日、道警が警察官の対応は適法であったと説明した。曰く、その場で小競り合いから犯罪が発生する危険性があったので、警職法四条及び五条に基づき避難・移動させた、というものであった。

かかる道警の説明を真に受けたのか、告訴を受けて捜査していた札幌地検は警察官をすべて「罪とならず」として不起訴とした(それも道警が説明をする前日の二月二五日に)。さらに、道警の

対応を調査監督すべき北海道公安委員会が、二月二六日付で、道警の対応は適法であるとして苦情への対応をしないこととする通知を、当事者宛てに送付した。これら三組織は、各々別な観点から警察官の対応の是非を判断すべき組織であるが、結託して(口裏合わせをして)同じ結論を出したものと評価せざるを得ず、結局、道警の違法行為を、検察庁も公安委員会も適正に判断出来ないこと、司法による是正の必要性が高いことが明確になった。

なお、検察官による不起訴処分については、検察審査会への申立と付審判請求をしていたが、検察審査会は二〇二〇年一〇月二日「不起訴相当」と議決した。その理由は、道警の主張をそのままなぞるもので、動画や写真などの客観証拠を中心に判断したと言い難いものであった。また、付審判請求については、ブラックボックスの手続きであるため、審議されているのかさえ分からず、いつ結論が出るのかも分からない。やはり、司法による救済の必要性が高いといえる。

訴

訟でも、道警は、警職法四条・五条を主な根拠として排除行為を正当化している。また、密着追尾行為については警察法二条を根拠と主張している。

警職法四条は生命・身体等に重大な損害が生じ

る現実的危険性が生じた場合に、五条は犯罪の現実的危険性が生じた場合に、結果の発生を防ぐための必要な措置をとりうる規定である。道警は、「聴衆が原告の左上腕を押すのを認めた」、「うるさいと怒号が上がった」、「にらみつける者がいた」、「光線を照射する、大音響を鳴らす、爆発物を爆破させる」危険があったなどと主張しているが、原告らは携帯電話しか持つておらず、動画には何も危険な状況は映っていない。また、警察官が取りうる措置も、必要最小限度に限られるところ、本件では、小競り合いになる前に当事者の間に立ちほだかれは済む話であった。

一

の裁判については、道警が、ヤフコメ(ヤフーニュースに投稿された一般ユーザーのコメント)を証拠として出した、ということでは話題になった。その立証趣旨は、「警察官の職務執行に対する肯定的な意見」であり、警職法四条・五条と無関係である。しかも、その内容は、「演説の妨害は取り締まるべき」、「選挙妨害以外の何物でもない」、「演説の妨害をするプロ市民という暴徒」という、あたかも選挙妨害罪と勘違いしている(道警が当初、選挙妨害罪について言及していたためと思われる)コメントが散見された。また、「演説の妨害行為が何の権利なのか理解できない」、「ヤジをいう権利はない」、「選挙妨害に表現

の自由はありません」、「ヤジまで表現の自由か」という、表現の自由の理解を誤っているコメントも散見された。

この表現の自由の理解を誤っているというのは、実は、道警自身が訴訟において自白してしまっている。つまり、道警は、その準備書面において、安倍首相に対して全身から大声を出して興奮して繰り返し声を挙げている、という点を繰り返し指摘し、「危険な行動」という語句を繰り返し記載し、あたかも異常者が危険行動をとったように主張する。しかし、街宣車の上から大音量で演説する安倍首相に対し、心からの不満を届けるには、このような公の場で、大声を出して、繰り返し叫ぶのが、最も合理的で最も自然な方法である。権力者に対する異論を述べることで、これが、民主制の過程における表現の自由の最も重要な価値である。それを、異常者による危険な行動と評価しようとする道警の姿勢は、まさに、表現の自由の価値に対する無理解の自白であろう。

このような表現の自由に対する誤った理解を正し、民主主義を取り戻す、そうした成果を上げられるよう、弁護士(齋藤耕、小野寺信勝、今橋直、成田悠葵会員、当職のほか三名)は、市民・マスコミ・研究者などと連帯して、今後も取り組みを続けます。

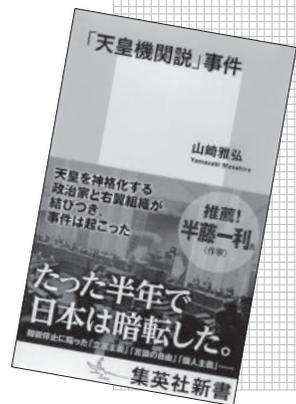
シリーズ
憲法を知るための

12冊

山崎雅弘著

『「天皇機関説」事件』

東京 本間 耕三



『「天皇機関説」事件』

二〇一七年四月一日発売

著者：山崎雅弘

出版社：集英社新書

定価：七六〇円＋税

新書判 一五四頁

一 菅内閣による学術会議への人事介入

安倍内閣が退陣し、菅内閣が誕生した。「安倍政権」の継承を明言して就任した菅総理は、国会もろくに開かない中、日本学術会議の新会員とならない内閣がこのような任命拒否を行うことは、歴史的な暴挙というほかない。さらに、菅内閣は任命拒否の理由を具体的に示そうとせず、説明責任を全く果たそうとしない。このような日本学術会議の人事に対する介入行為が、日本国憲法で保障された学問の自由に対する侵害に当たることは明らかである。

日本国憲法は、表現の自由とは別立てて学問の自由を規定している。諸外国の立法例と比較し

ても珍しいこのような規定ぶりは、戦前の滝川事件や天皇機関説事件に対する反省に基づくものであり、歴史的な所産である。このような学問の自由の歴史的な意義について、本書が取り上げる天皇機関説事件を題材にしてあらためて考えてみたい。

二 天皇機関説事件から

国体明徴運動まで

改めて解説するまでもないが、天皇機関説とは、法人格を有する国家の行為を基礎づける機関として天皇を位置付ける考え方であり、大日本帝国憲法を立憲主義的に解釈して導かれる学説である。

このような天皇機関説を提唱した代表的な学者が、貴族院の議員であった美濃部達吉であり、天

皇を国家機関の一つに落とし込める考え方は不敬で国体にそぐわないとして、美濃部に対して加えられた政治的な弾圧が「天皇機関説」事件である。

天皇機関説事件の端緒は、貴族院での菊池武夫男爵による美濃部への攻撃（一九三五年二月一日）から始まる。菊池は貴族院での質疑にて天皇機関説を指して「皇国の国体を破壊するようなもの」と批判した上、美濃部をして「学匪（学問を犯罪に利用する極悪人のこと）」であると糾弾している。

これに対して美濃部は、「一身上の弁明」として反論答弁を行うが（一九三五年二月二五日）、やがて国会内外での美濃部叩きがエスカレートし、天皇機関説を排撃する貴族院での建議が成立し（一九三五年三月二〇日）、衆議院でも同趣旨の「国体に関する決議案」が可決される（一九三五年三月

(二三日)。そして、遂には、美濃部の「憲法撮要」ほか二冊の著書が内務省により発禁処分とされる(一九三五年四月一〇日)。

本書は、このように天皇機関説に対する攻撃が苛烈化した要因として、在郷軍人による右翼団体や右翼団体の連合体であった国体擁護連合会等による運動があったとしている。国際連盟からの脱退(一九三三年)やソ連の第二次五か年計画の進展により日本を取り巻く安全保障環境が変化し、また、共産主義など新たな西欧思想が流入したことで天皇を中心とする「国体」への不安が生まれ、軍国主義的な右翼運動が過激化していった。こうして過激化した右翼団体が右翼政治家と結びついて、天皇機関説をはじめとする近代的な思想への攻撃をエスカレートさせていったというのだ。

政治的な弾圧は美濃部の著作の発禁処分では収束せず、天皇が国家統治権の主体であるという「国体の本義」に反する思想を徹底的に排除する国体明徴運動にまで発展する。国体明徴運動は、「大日本帝国統治の大権は、厳として天皇に存することは明らかである。」とする岡田啓介首相による「国体に関する政府の声明書(第一次国体明徴声明)」「(一九三五年八月三日)、天皇機関説を排除すべきと明確に宣言する」「第二次国体明徴声明」(一九三五年一〇月一五日)へと至り、天皇機関説への弾圧は臨界点に達する。

三 天皇機関説事件の位置づけ

なお、本書は、天皇機関説という立憲主義的憲法解釈論が政治的に排除されたことによつて、「権力を制限する」という立憲主義的なテーゼが政治の世界から失われ、二・二六事件のような軍部の暴走が始まり、やがて日中戦争や太平洋戦争という昭和史に残る悲劇に結びついたとして、天皇機関説事件は昭和史における重要な分岐点であったと位置付けている。確かに、権力を縛る規範が無くなれば軍部は「国体」や「天皇」を錦の御旗として際限なく突っ走ることができる。その意味で天皇機関説は軍部にとつて邪魔な考え方であったとも言えよう。そして、だからこそ軍部を中心とする右翼活動家はこぞつて天皇機関説を攻撃していたとも考えられる。

しかし、すでに天皇機関説事件の一〇年前には治安維持法が制定され、国民の自由は著しく制限されていた。権力の暴走による昭和史の悲劇は天皇機関説事件よりもはるか前から始まっていたと考えるのが妥当であろう。

四 天皇機関説事件から見えるもの

第一は、学問が国民にもたらす恵沢の大ききで

ある。国民主権を否定した大日本帝国憲法下においてもこれを立憲主義的に解釈し、不十分なながらも権力行使を制限させようとしていたのは天皇機関説をはじめとする憲法学説である。こうした学問的成果が広く流通することで、国民は不十分なながらも権利と自由を享受することができていた。大日本帝国憲法下における国民の権利・自由は、学問的成果によるところが大きかったのである。

第二は、そうはいっても、大日本帝国憲法下においては決定的に権利保障が弱かったことである。議會の場で特定の学問や学者を名指して批判すればその萎縮効果は計り知れず、研究活動や表現活動に対する脅威となることは明らかである。また、弾圧により著書の一部を内務省が発禁処分することも研究・表現活動に対する重大かつ明白な侵害である。こうしたことがまかり通り、天皇機関説事件の勃発を許してしまう点に大日本帝国憲法の限界がある。

第三は、合理性や論理を無視した扇動的な右翼運動の危険性である。学問は、合理性や論理の支配する領域であり、学問的優劣は合理性や論理により決せられる。しかし右翼運動は、非合理性や非論理的な言説を「大きな声で」主張して学問を攻撃してくる。このような右翼運動を跳ね返すのもまた運動であり、学問の自由を守るためにこうした運動が必要であると感じた。

ロースクール、司法試験

……渦の中から渦を語る

神奈川 藤井 啓輔

1 はじめに―渦の中から渦を語る

「この難しいことごと

「困ったなあ……」というのが正直な感想です。

「ロースクールの社会的意義や功罪に関して書いてくれ」ということで原稿の執筆の依頼を受けたはいいものの、如何せん、自分はロースクール修了から合格まで年数がかかっています。

恐らく「ロースクールを修了し、弁護士になったばかりの新人から、その現状について新鮮な意見を聴取しよう!」とのお気持ちで依頼をくださったと思うのですが、我が身は「賞味期限切れ」とまでは自虐しませんが、「新鮮」とは言い難い状況です。

さらに言えば、自分は司法試験の受験中に、

受験回数制限が「修了後五年以内に三回」から「修了後五年以内に五回」に変更されたことで受験資格の喪失を免れ、受験回数変更後の試験でやっと合格に滑り込んだ身です。

自分はロースクール及び司法試験を巡る制度設計のドタバタに、客観的で精緻な論評を加えるどころか、その渦中で、溺れたり引き揚げられたりした人間です。

そういう訳で、これまでの同期の先生方のような論考を書ける自信は全くなく、当事者性を色濃く帯びた、随分取り乱した文章になることが危惧されます。

とはいえ、いつまでも「書けない言い訳」を書き連ねて字数を稼ぐ訳にもいきません(ここまでで既に大分稼いでしまいました)。……)。

「この渦中」から、考えたことを、ボソボソ声ながらお話ししようと思います。

2 「ロースクールの功罪」の

「罪」について

(1) お金も時間も有限だけど……

「ロースクールの功罪」のうち、「罪」としてよく言われることに、「ロースクールができ、新司法試験制度が始まったことで、司法試験はロースクールに通う時間と資金が捻出できない、『実家の太い人』だけが受けることのできる試験になってしまった」というものがあります。

なるほど確かに、「ある資格試験を受ける為だけに、専門職大学院なる教育機関に二年又は三年通いなさい」という制度設計では、金銭と時間を投入する負担が法曹を志す者にかかるとなることになります。こうした負担がロースクール制度の建前と整合的なのか、以下で少し考えてみたいと思います。

(2) 今も昔も「資本試験」……

まず、金銭の負担に関して考えてみると、二年又は三年分の大学院の学費を負担するところが、ある国家試験を受験する資格を得るための原則的なルートとして設定されているという点で、自分が大きな負担であることは間違いないと思います。

「旧司法試験の時代だって、『司法試験は資

ロースクールの実情と 法曹養成

本試験」みたいな標語(駄洒落?)があったように、低い合格率に伴う受験期間の長期化で、受験が続けられるかは個人や実家の資力によって左右されていたじゃないか」という反論も考えられるところですが、現行制度下での受験生は、旧試験の受験生の方々が負担してきた生活費や受験勉強に関する費用に加えて、大学院の学費まで負担しなければならぬという点は軽視すべきではないと思います。

(3) 仕事とケアは？その時間は？

次に、時間的負担について考えると、司法試験受験に向けた学習に加えて(ロースクールでは司法試験の「受験指導」はできない建前です。受験資格の取得要件なのに!)、ロースクールの修了に必要な単位取得のための通学や受講に時間を投入しなければならぬというのは、それだけの可処分時間を有する人(努力や周囲の協力で時間を捻出した人も含みます)だけが司法試験の受験資格を得ることが出来るという建て付けと言えます。

自分の生計を立てるための労働や自分のパートナー・親族等のケアに時間を割く必要がある人達は、それらを何らかの形で外注しなければ司法試験の受験資格取得

すらできない、というのが現行制度の有り様です。

(4) 「多様な人材」は本当に「多様」なのか？

ロースクール・司法試験制度の改革にあたっては、「多様なバックグラウンドをもった方々に法曹になってもらおう」という目的が掲げられていたと記憶しています。

しかし、ここまで述べてきた金銭的・時間的負担からすると、現行制度のあり方は「これらの負担を負える人だけが法曹になればいいのであって、そうでない人はこの業界に来なくていいよ」と冷酷に宣言しているようにも映ります。

これで「多様なバックグラウンドをもった方々」が法曹に参加できるようになったと言いつ張るのは、「多様」という言葉の意義を本来の意義から相当程度歪めないかぎり難しいでしょう。

3 おわりに——駄目な故郷もやっぱり

故郷……のような話

さて、ここまで問題点ばかり書き連ねてきましたが、ロースクールも絶対悪ではないと申し上げたいです。

ロースクールという「法律家志望の学生が集まる場」ができたことで、青法協会員を含む法

律家が学生に自身の活動内容やその意義を語り、学生の側も自分の知らなかった法律家像に触れることが出来るようになったことは、この制度のもたらした果実のひとつでしょう。

また、個人的な体験で言えば、ロースクールで一緒に学んだ友人達とは今でも進路や取り扱い分野の違いを超えた付き合いがあり、こうした人的繋がりも、ロースクールという場の賜物と言えそうです。

ロースクール・新司法試験制度に、種々の「歪み」があることは否定しません。

他方で、ロースクールは、個々の学生には(帰属意識の程度はさておき)自分の人生の一部を過(過)した場です。

自分がここに来て、にわかにはロースクールの擁護するような話を強引に展開し始めているのも、そうした場を「政策の誤りによって出来た失敗作」の一言で切り捨てることに、多少なりとも心理的な抵抗があるからです。

「歪み」を正す為の議論が、忌憚なく、しかしロースクール出身者の尊厳を傷つけるような言葉を用いずに前向きに進むことを祈りつつ、今後の議論を見守りたいと思います。

第17回

人権研究交流集会(3) / 20・21 福岡 □ 分科会紹介 □

理不尽な校則NO!

— 人権の視点で子どもを取り巻く環境を考える

子どもの人権分科会

「靴下は白、ワンポイント不可、上靴を履いた状態で床から二五cm以上」

「男子の肌着は白」

「女子の下着は白かベージュ」

「前髪は眉上、横髪は耳にかかってはいけない。ツーブロック禁止」

「女子が髪を結ぶ位置は耳よりも下(ポニーテール禁止)」

「髪を結ぶゴムの色は黒・紺・茶のみ」

「眉毛を整えてはいけない」

福岡市内の公立中学校の校則です。

週に一回、服装・髪型検査があります。廊下に

一列に並んでシャツのボタンを外し肌着を教師に見せなければなりません。

福岡市内では、二〇二〇年からジェンダーフリー

の選択式標準服が導入され、性別を問わず、スカートとズボンを選ぶことができるようになりました。しかし、校則では厳格な男女分けがされたままです。

下着の色の指定、靴下の長さの指定、髪型の指定など、明らかに理不尽な校則が残っています。肌着の検査など人権侵害のおそれがあります。

八〇年代の学校が荒れていた頃と異なり、今やヤンキーは絶滅危惧種です。変形制服を着る生徒は皆無と言っても良いでしょう。なのに、校則は荒れていた時期よりも細かく厳格化しています。しかも、校則に生徒の意見が反映される機会はなく、生徒会や生徒総会で校則に触れること自体禁止されています。校則について話題にしようものなら教師から「内申書に響くぞ」「人生かけるのか」

といった脅しを受け、生徒たちは声を上げることができません。

学校では、理不尽なルールでも文句を言わずに黙って従うことが求められます。このような環境で育った生徒は、自分たちの声で社会を変えられるという経験を否定されたまま一八歳で選挙権を与えられ主権者としての判断を求められます。理不尽に黙って従う精神を持ったまま社会に出ることになります。

理不尽な校則が生徒達から奪っているものは何なのか。理不尽な校則を生徒に強いるなければならない教師たちは苦しくないのか。理不尽とわかっていながら、なぜ教師は校則を生徒に強いるのか。

今、学校は私たちの想像をはるかに超えて負のスパイラルに陥っています。生徒が声を上げることができず、教師も声を上げることができません。人権擁護を旨とする弁護士が声を上げ子どもの権利を取り戻す必要があります。

来年(二〇二二年)三月二〇、二二日に福岡で開催する青法協人権研究交流集会では、校則問題の第一人者である名古屋大学大学院の内田良准教授をお招きし、現代の子ども達に対する人権侵害である校則に切り込みます。(福岡 後藤富和)

今こそ再審法制の大改革を！

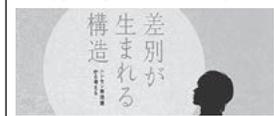
——大崎事件の最前線からあるべき再審法制を問う

大崎事件からみる再審法改正分科会

二〇二二年三月二日からアクロス福岡で行われる第一七回人権研究交流集会、その初日の前半（二時から一五時まで）に、私たち大崎事件弁護団は、「今こそ再審法制の大改革を！——大崎事件の最前線からあるべき再審法制を問う」というテーマで分科会を開催します。

二〇一九年六月、最高裁第一小法廷は、大崎事件第三次再審請求について、地裁・高裁が重ねた再審開始決定を取り消し、自ら再審請求を棄却しました。

あと5か月 第17回
人権研究交流集会



https://www.facebook.com/jinkensyukai

事件から四一年。無実を叫び続けてきた九三歳の原口アヤ子さんは、またしても「ふりだし」に戻され、現在四度目となる再審請求を行っています。

第四次再審では、遺体で発見される三日前に側溝に転落し、死に瀕するほどの重傷を負っていた被害者を、酔っ払いと勘違いした近隣住民のIとTが軽トラックに放り込むなど手荒な方法で自宅まで搬送したため、被害者は自宅に到着したときはすでに死亡しており、その後の「殺人事件」はそもそも存在しえなかったことを示唆する救命救急医の鑑定書を新証拠としています。

このことをより明確にするため、弁護団はクラウドファンディングで集めた支援金を原資として、映画監督の周防正行氏に現場で被害者の救助・搬送状況を再現する映像を制作いただき、また、3DCGの技術を駆使して被害者を搬送した近隣住民のIとTの供述の矛盾を視覚的に明らかにする試みも行っています。

本分科会では、このような「大崎新時代」とも呼べる第四次再審の弁護活動の最前線を、クラウドファンディングの呼びかけ人であり、現場再現映



大崎事件の現場で再現映像を制作した周防正行監督(中央)、スタッフの皆さまと弁護団

像の制作も手がけた周防監督とともに報告します。翻って、そもそもここまでやらなければ冤罪被害者を救済できないのはなぜなのでしょう。その背景には、我が国の再審制度が機能不全に陥っているという、制度上の問題が横たわっています。

このことについて、アヤ子さんと同じく女性の冤罪被害者として再審を闘い、無罪を勝ち取った青木恵子さん(東住吉事件)と西山美香さん(湖東記念病院事件)をゲストに迎え、過酷な冤罪被害の現実をリアルに語っていただきます。

そして海外の制度、とりわけ日本法をお手本に刑事司法制度を構築してきた台湾と韓国の再審法

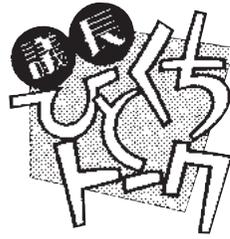
改正をめぐる動きを紹介し、今や世界の潮流から取り残された我が国の、あるべき再審法制を展望

します。

みなさま、再審法改正に向けたうねりを加速さ

せるべく、本分科会にふるってご参加下さい。

(大崎事件弁護士事務局長 鴨志田祐美)



「私の第一歩」

「それで、おまえさんは何をやるんだい?」

一九九八年一〇月、群馬県草津町の栗生らうせんえん 楽泉園で、こだまゆうじ 碓雄二さんが私に言いました。

当時、私は群馬県前橋市で実務修習中の司法修習生で、青法協にも入っていました。が、青法協群馬支部の弁護士に誘われて、ハensen病療養所を訪問していました。既に同年七月三日、熊本地裁で熊本と鹿児島の一園の入所者二三人が「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟を提訴していました。碓さんからも提訴を検討していたところ、大分の徳田靖之弁護士ら西日本の弁護士団が、東日本の弁護士にも呼びかけつつ、提訴の具体的な打ち合わせをするため、草津に集合していたのです。私は、大変重要な場に立ち会って

たわけです。

碓さんは、「俺たちは、これまでの人生をかけて国を訴えるんだ。どうか、手伝ってほしい。救ってほしいというんじゃない。手伝ってほしい」と言っていました。できるだけ多くの原告団をつくるため東京と静岡の療養所の原告も合わせ、翌年の三月に、東京地裁に提訴することが決まりました。

私は、元患者の皆さんが受けた被害の深刻さに圧倒されていました。今思えば、その時に見聞きしたことは、被害のごく一部で、表面を撫でただけだったのですが、それでいて、碓さんや鈴木幸次さんから原告団の「生きる」意志は、鍛えられた鋼のよう。それでいて、発する熱は炎のよう。「こんな人たちがいるんだ」と呆然としていたところに、おそらくその場で最年少の青年だった私に向かって、冒頭の碓さんの問いかけが来たわけです。見学者気分でした私は、「うっ」と詰まっています。次には覚悟を決めていました。四月なのですが、良く言ったものです。

「そうか、しっかりやってくれ」との言葉に、その後、私は東日本弁護士団に加わり、栗生担当となって毎週のように草津に通い、また二〇〇〇年三月の楽泉園での検証対策を先輩方と担うことになりました。その話は、次号で。

来年(二〇二一年)の三月二〇日、二二日には、福岡で人權研究交流集會が開催されます。全体会では、「差別が生まれる構造―ハensen病問題から考える」とのシンポジウムが開かれ、先の徳田弁護士が登壇します。絶対に意義深い会になります。是非、来場かオンラインで視聴をお願いします。

(青法協弁学台同部会議長 上野 格)

※人權集會フレ企画として、八尋光秀弁護士の講演「ハensen病問題の現在」(仮)を以下の日程でZoomで配信予定です。視聴希望の方は、事務局(danbaku@seihokyo.jp)までご連絡ください。

● 二月五日(土) 二時三〇分～二時一〇分 (会員対象)

本の紹介

◎宮道佳男 著

『戦記小説 戦場に法はないのか』



あいち 北村 栄

『戦記小説

戦場に法はないのか』

二〇二〇年八月七日発行

著者：宮道佳男

四六判 一六四頁

著

者の宮道氏は弁護士であいち支部の会員（二六期）、かつては支部長もされた方である。

事務所が同じビルで、あいち支部の記念誌発行の際に私が同会員のインタビューをしたご縁もあり、本を何冊も贈呈を受けた。本の執筆は二冊目（二冊目は『戦争の法のもとに―広島被爆者のなかに米兵もいた』）とのこと。最近名古屋の栄の久屋大通公園がリニューアルされ、日曜の朝、青空に映えるテレビ塔を見上げるベンチで一気を読んだ。

凄

かった。久しぶりにガンときてしまった。弁護士として、法を扱うことを生業とする者として、自分だったらどうするのだろう、という当たり前だが究極の選択を目の前に突きつけられた。その答を心の中から紡ぎ出す前に、もっと大きな感情が当たり前のように湧き出した。それは「戦争はだめだ」、「全てを、何もかも全てを戦

争がダメにしてしまうのだ」という強い思いだった。四六判、一六四頁、早い人は一時間半で、「戦争」の悲惨さを改めて身をもって感ずることの出来る本である。

物

語は一九四五年六月、テニアン基地から八幡の空爆を目指しB29で飛び立ったホーキング少尉が、日本機の攻撃を受け捕虜になるところから始まる。冒頭、米軍部内で日本の都市部の無差別攻撃は国際法に反するとの意見が、日本は米兵捕虜を処刑する野蛮な国だと押し切られたことも紹介されている。この本は、小説仕立てではあるが、宮道会員が昔から戦記物特に近代戦の戦記物を多数読む中、捕虜が捕まりどう処分したかの記事で、正当に処理した場合と虐待した場合とのケースがありそこからハーグ条約、ジュネーブ条約に関心を持ち、戦時国際法の本を読みあさったことで生まれた。

こ

の本は同会員の膨大な調査量と歴史的事実に基づき書かれているので、極めてリアルである。同会員曰く、国際法には平時の国際法と戦時の国際法とがあり、後者は日本で二つの学問としてあったとのこと。捕虜一人の処分のために、捕虜がどの様な任務で攻撃に参加したのか（無差別爆撃か否か）等の報告書を集め通訳を付けて尋問するが、その前にも起訴命令を発する前に陸軍大臣の許可が必要であり、東京まで許可の判子を得るまでに行かねばならないが、例えば広島捕虜であれば、法務将校は空襲される中乗満員の鉄道で食べ物のない中何日もかけて東京に行くのであり、それだけで命がけである。自分や家族を皆殺しにしようとした敵国の捕虜の一人の処分に、法を守るためと言え、そこまで丁寧に手続をしなければならぬのか、との思いがいつまでもつきまとう。

宮

道氏は石の採取が趣味で採集した標本は1トン。デビ夫人が日本産の宝石を自ら採掘して指輪を作るとのTV番組に指南役で出たとのこと。洒落な先生である。

必ず刺激を受ける。小説としても大変面白い。ぜひ、多数の会員に読んで頂きたい。

本の希望者には何冊も差し上げたいとのこと。連絡先は電話〇五二二〇三一一〇九〇、FAX〇五二二〇一七四二九まで。

改憲問題対策法律家六団体連絡会主催

「いのちと人間の尊厳を守る、新しい政治を！」市民集会報告

10/12
開催

東京 大山 勇一

本年(二〇二〇年)二〇月二日、都内の連合会館において、当部会も構成団体の一つとなっている改憲問題対策法律家六団体連絡会(法律家六団体)の主催で、「いのちと人間の尊厳を守る、新しい政治を！」市民連合の立憲野党への要望書」と題する市民集会を開催しました(Zoomウェビナーによるハイブリッド型集会)。

法律家六団体は、立憲野党に対し、二〇一九年五月に「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」(市民連合)と五野党・会派が合意した共通政策を一層充実させ、これを安倍政治に代わる新しい政治の選択肢として明確に掲げること

を求めてきました。また、野党共闘をよりいっそう深化させ、二〇二二年夏までに必ず到来する衆議院総選挙に備えるよう要求してきました。そして、法律家六団体自身も、改憲をめざす憲法審査会の動向に即応するとともに、民主主義・立憲主義を破壊する安倍政権の諸政策を批判し、安倍政治の総検証も行ってきました。

こうした運動を経て、本年九月一九日に市民連合は、前記の二三項目をさらに発展させて、新たな要望書を取りまとめました。それは、新型コロナウイルスの蔓延する状況などを踏まえ、いのちと平和、個人の尊厳を守る政治の実現、日本国憲

法の理念を社会のすみずみにいきわたらせ、安倍政権で失われた立憲主義と民主主義の回復に取り組んでいく政治を立憲野党に要望するものです。

本集会では、この要望書作成に尽力された中野晃一教授(上智大学)に二五項目のエッセンスをお話しいただくとともに、新たに発足した菅義偉政権の実態についても明らかにしていただきました。

中野教授によって紹介された要望書の四つの柱ですが、一つ目は憲法に基づく政治と主権者に奉仕する政府の確立、二つ目は生命、生活を尊重する社会経済システムの構築、三つ目は地球的課題を解決する新たな社会経済システムの創造、四つ目は世界の中で生きる平和

は世界の中で生きる平和と国家日本の道を再確認する、というもので、いずれも法律家六団体連絡会の考え方にも、青法協弁護士学者合同部会の考え方と基本的な方向性が一致します。

また、中野教授は、



改憲問題対策法律家六団体連絡会

「いのちと人間の尊厳を守る、

新しい政治を！」集会アピール

1 はじめに

改憲問題対策法律家六団体連絡会は、市民とともに、安倍首相の目指す憲法九条他の改憲に反対し、憲法を蹂躪し権力の私物化を図る安倍政権を強く批判してきました。安倍首相が辞任して、後継の菅政権が始動し年内総選挙の可能性も指摘される中、平和といのちと人間の尊厳を守る未来を拓く新しい政治の実現を目指して、本日、この集会を開催しました。

2 憲法に基づく政治への転換を

第二次安倍政権発足以降、立憲主義や民主主義に反する政治、その結果として「いのち」や「暮らし」を守らない政治が公然と行われてきました。秘密保護法の強行採決（二〇一三年）、集団的自衛権行使容認の閣議決定（二〇一四年）、安保法制強行採決（二〇一五年）、共謀罪の強行採決（二〇一七年）、米軍兵器の爆買いなどの「戦争できる国づくり」諸政策は、憲法で保障されたさまざまな権利・自由を戦争のために制約

するものであり、憲法の平和主義とは相容れません。

安倍政権は、選挙や県民投票で何度も反対の住民意思が示されたにもかかわらず、「地方自治」も蹂躪し、辺野古新基地建設を強行してきました。いまだ福島第一原発事故の被災者への完全な補償や暮らしの回復がなされない中、再稼働反対の民意もかえりみず原発を再稼働させました。労働者を守る労働諸法制を改悪し、非正規雇用を増やして貧困と格差を増大させました。医療や保健分野等への財政支出の削減も着実に進められ、こうした「新自由主義政策」が、コロナ感染に對して十分に対応できない事態を生じさせています。

安倍政権の後継の菅政権は、「安倍政治の継承」をうたい、「憲法改正にも取り組む」とし「敵基地攻撃能力」の保有についても前向きです。また、「自助」を強調する新自由主義の推進を公言し、日本学術会議の会員任命拒否問題で明らかとなったように、日本学術会議法に違反し、従来の政府解釈も説明もなく一方的に覆し、憲法二三条が保障する学問の自由を侵害する行

為を行っています。批判されると、安倍元首相と同様に、問題の「すり替え」と「ごまかし」で説明責任に背を向ける姿勢を隠そうともしていません。

以上のように、安倍政権とこれを引き継いだ菅政権の政治は、法と憲法を無視し、主権者の民意にも耳を貸さない反立憲主義、反民主主義政治です。一切の戦争と武力の行使および武力による威嚇を放棄し、戦力の保持を禁止した憲法九条や、「すべて国民は、個人として尊重される。」とした憲法二三条、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とした憲法二五条に違反する政治といえます。私たちは、安倍政治の継承を認めず、憲法に基づく政治への根本的な転換を求めます。

安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合が、先月、取りまとめた要望書は、I憲法に基づく政治と主権者に奉仕する政治の確立、II生命、生活を尊重する社会経済システムの構築、III地球的課題を解決する新たな社会経済システムの創造、IV世界の中で生きる平和国家日本の道を再確認するの四つの項目を柱とし、いのちと平和、個人の尊厳を守る政治の実現、憲法の理念を社会のすみずみにいきわたらせ、安倍政権で失われた立憲主義と民主主義の回復に取り組んでいく政治を、立憲野党に要望するものであり、私たちはこの考え方を支持します。

3 敵基地攻撃能力保有論批判

本年八月四日、自民党政調会がまとめた「国民を守るための抑止力向上に関する提言」は、いわゆる「敵基地攻撃」能力の保有に正面から踏み込むことを政府に求めています。従来から、政府は、「専守防衛」すなわち、「相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の本質にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢」のもと、攻撃的兵器は、憲法九条二項により保有を禁止されている(二〇一七年八月一日小野寺防衛大臣)、いわゆる敵基地攻撃を目的とした装備体系を整備することは考えていない(二〇一九年五月一日安倍首相)と繰り返し答弁してきました。自衛隊

が敵基地攻撃の可能な兵器を保有することは、仮に個別の自衛権に限るとしても日本が長く守ってきた「専守防衛」政策を完全に投げ捨てるものであり、政府解積を前提にしても、憲法九条二項に違反することは明白です。ましてや集団的自衛権の行使が一部容認された安保法制の下では、日本が攻撃されていなくても海外で自衛隊が先に敵を攻撃する危険性が高まり、憲法九条一項が禁止した武力の行使や国権の発動たる戦争へとつながる危険性が格段に増すことになります。

4 まとめ

本年五月、安倍政権は、「法の支配」「権力分立」を否定する改正検察庁法案を、コロナ禍のどさくさに紛れて強行採決しようとしたましたが、私たち市民の力で

廃案に追い込み、八月の安倍首相辞任へとつなげました。市民の力で政治は変えることができます。

私たちは、憲法の理念が社会のすみずみにいきわたる政治、新型コロナウイルス感染症拡大で苦しむ市民のいのちと生活が守られる政治の実現を立憲野党に求めるとともに、憲法九条を破壊し、日本を普通に戦争する国に改造し東アジアを中心に世界の平和に脅威を与えることとなる敵基地攻撃能力保有に断固反対することを宣言し、集会のアピールとします。

二〇二〇年一〇月二日

「いのちと人間の尊厳を守る、新しい政治を！」集会
参加者一同

「桜を見る会」を追及する法律家の会」主催

「国政私物化をやめさせよう！」

—森友・加計・『桜』の徹底追及を「市民集会報告」

東京 大山 勇一

10/30
開催

二〇二〇年一〇月三〇日、「桜を見る会」を追及する法律家の会」主催にて、「国政私物化をやめさせよう！」(森友・加計・『桜』の徹底追及を)

との市民集会(Zoom併用)を開催しました。法律家の会には、当部会の会員弁護士・研究者が多数参加しています。

森友学園国家賠償事件弁護士団長の阪口徳雄氏からは、公文書をめぐる情報開示請求や財務省の不開示について国賠が認められ、さらに真実を追求する取り組みを強めるとの報告がありました。全国ジャパンライフ被害弁護団の石戸谷豊氏からは、消費者被害を生み出してきた山口隆祥氏に桜を見る会の招待状を送った政府の責任は極めて重いとの発言がありました。

日本学術会議で任命を拒否された岡田正則氏(早稲田大学教授)からも特別報告があり、公文書や人事に手を付けてきた政府が、ついに学術ま

でも政治に従属させようとしてきたと警鐘を鳴らしました。

文科省前事務次官の前川喜平氏からは、愛媛県などから開示された文書から加計学園獣医学部新設への官邸の関与は明らかであること、不正・不公平・不透明の三点を引き続き追及すべきとの訴えがなされました。

上脇博之氏(神戸学院大学教授)から、「政権の

国政私物化で日本の政治はどうなったか」とのテーマでお話がありました。政治改悪によって自民党総裁や執行部の権限が強まったことが暴走の要因としてあること、メディア統制により意図的に投票率低下を誘導し小選挙区制で勝利してきたこと、今後も引き続き改憲の動きを警戒しなければ

ならないことなどが指摘されました。「桜を見る会を追及する会・宮城」の共同代表

「桜を見る会を追及する会・宮城」の共同代表

である高橋正行氏から署名提出の報告がありました。また、福島みずほ議員(社民党)、田村智子議員(共産党)、奥野総一郎議員(立憲民主党)から連帯の挨拶があり、れいわ新選組の山本太郎代表からのメッセージが披露されました。最後に、集会アピールを採択して終了しました。

YouTubeチャンネルはこちらから。
<https://youtube/1N84U8W3Vik>

青年法律家協会弁学会合同部会◎声明

菅内閣総理大臣による日本学術会議の人事への不当な介入に抗議し、同会議が推薦した会員候補を直ちに任命することを求める声明

1 二〇二〇年一月一日から任期が始まる日本学術会議の新会員について、菅義偉内閣総理大臣(以下、「菅総理」という)は、同会議が推薦した会員候補者一〇五名のうち六人の任命を拒否し、九九名のみを任命した(以下、「本件任命拒否」という)。これは、後述するように、第二次世界大戦の惨害を教訓に築き上げてきた学問の自由に対する挑戦であり、国民全体の権利に対する攻撃ともいえる暴挙である。

2 日本学術会議は、「わが国の科学者の内外に対する代表機関」(日本学術会議法第二条。以下、「法」という)であり、「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること」等の職務を「独立して」行い(法第三条)、「科学の振興及び技術の発展に関する方策、科学に関する研究成果の活用に関する方策、科学を行政に反映させる方策」などについて、政府に勧告することができる(法第五条)とされている。

この同会議の地位や職務内容、真理の追及という学

問や科学の性質に鑑みれば、同会議には政府から独立した地位が保障されなければならない。

なぜなら、同会議が政府の政策や意向を忖度せざるを得ない状況になれば、真理の探究や科学的な正しさよりも、政府の政策や意向を追認する立場をとること優先することになりかねず、そのことよって、科学的な見識を政府が政策決定に反映させることが阻害され、政府の政策決定を誤らせることにもつながり、ひいては、国民の利益をも害するからである。

3 こうした日本学術会議の独立性を担保するため、日本学術会議法は、会員の任命手続きについて、同会議が「優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し」て、「内閣総理大臣に推薦し（法第一七条）、この「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」と定めている（法第七条一項）。また、会員から退職の申出があった場合にも、「学術会議の同意」がなければ辞職を承認することができないと定め（法第二五条）、さらに、会員に不適当な行為があった場合ですら、同会議の申出によらなければ、内閣総理大臣は当該会員を退職させることができないと定める（法第二六条）。

そもそも、同会議は、一九八三年の法改正までは科学者による公選で会員が選出されており、推薦制の導入で独立性が損なわれないかの懸念を払拭するために、同法改正時に、「ただ形だけの推薦制であつて、学会の方から推薦いただいた者は拒否はしない。そのとおり形だけの任命をしていく」との政府答弁がなされ、これが日本学術会議法の政府解釈として確立し、その後実際に推薦者全員を任命するという運用が貫かれてきたものである。

したがって、内閣総理大臣による会員の任命は形式的なものであり、内閣総理大臣の任命権限に実質的な裁量はない以上、菅総理による本件任命拒否は、日本学術会議法に違反するものである。

なお、菅総理は、本件任命拒否の理由について、日本学術会議の「総合的、俯瞰的活動を確保するため」

などとするが、なぜ、上記六名が任命されると、同会議が総合的、俯瞰的活動ができなくなるのか具体的な説明がなされず、このような発言は何ら説明に値しない。

4 そして、本件任命拒否は、同会議の独立性を脅かすとともに、以下のとおり、学問の自由（憲法二三条）、思想・良心の自由（憲法一九条）、表現の自由（憲法二条）を侵害するものであり到底許されないのである。

学問は真理探究の営みであることから、ときに政府の政策等に批判的になることがあり、現に、戦前は、国民の思想統制につながり、侵略戦争が進められた。こうした痛苦の歴史への反省のもとに、学問の自由が人権の一つとして保障されるとともに、この学問の自由を実質的に確保するために、大学など学術機関についても、その独立性や自律性が制度的に保障されるべきとされ、一九四九年に日本学術会議も政府から独立した学術機関として設立された。

したがって、政府は、同会議に対して不当な介入を行ってはならないところ、同会議が「優れた研究又は業績がある」と評価した会員候補者を、実質的な任命権限のない内閣総理大臣が任命拒否をすることでその評価に否定的な見解を示すことは、日本学術会議の独立性・自律性を害するものであつて許されるものではない。

さらに、今回、任命を拒否された六名の科学者は、それぞれ、その学問の見識に基づき、特定秘密保護法、安保法制、共謀罪に反対しており、政府が推進していた法律や政策に反対してきたことが、政府による任命拒否の理由と疑われる。

学問の見識以外の理由によつて評価がなされるということは、任命拒否された会員候補者の学問の自由、思想・良心の自由、表現の自由を侵害するものである。加えて、このことは、すべての科学者に対して、その言動を理由として任命が拒否されるかもしれないという懸念を生じさせることにつながりかねず、学問の自由、思想・良心の自由、表現の自由を侵害するものである。

さらに、科学者の集団が政府から独立して自由に活動できることが真理探究につながるといふ点に鑑みれば、本件任命拒否は国民全体の権利を侵害することにつながりかねない。

5 本件任命拒否は、上記のとおり、違法、違憲なものであるから、当部会は、菅総理に対し、同会議の人事への不当な介入に抗議するとともに、本件任命拒否を速やかに撤回し、上記六人の科学者を直ちに会員に任命をしよう求める。

二〇二〇年九月五日

青年法律家協会弁護士学者合同部会

議長 上野 格

あいちで会いましょう!

後記の要領で第三回常任委員会(冬の全国ミーティング・あいち)を行います。ぜひ、ご参加下さい。

記

日時 二〇二〇年二月四日(金) 一三時～五日(土) 二時～二〇分
会場 名古屋市内+オンライン

特別講演 「支配層の狙いとこれからの青法協会員の役割」

講師：大内裕和氏(中京大学教養教育研究院教授)

若手弁護士向け企画「若手向け実務に役立つDV講座」 講師：岡村晴美会員

地元企画 「同性パートナーに犯罪被害者等給付金を求める裁判」

講師：堀江哲史・進藤一樹会員

人権研究交流集会ブレ企画「ハンセン病問題の現在」(仮)

講師：八尋光秀弁護士

オプショナルツアー「歴史情緒あふれる 国宝犬山城・城下町の自由散策」

※詳細は別途送付の常任委員会のご案内をご参照頂くか、弁学会本部事務局までお問い合わせ下さい。



今後の日程

【常任委員会(全国ミーティング)】

*第3回(冬)
2020年12月 4日(金)
～ 5日(土) あいち

*第4回(春)
2021年 3月21日(日) 福岡

【第52回定時総会】
2021年 6月26日(土)
～27日(日) 岡山

第17回人権研究交流集会
(アクロス福岡)

2021年 3月20日(土) 午後 分科会
3月21日(日) 午前 全体会

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

12月17日(木) 10時半～

【広報委員会】

12月11日(金) 17時～

編集後記

▼さわやかな秋の到来もどこへやら、新政権の幕開けは、日本学術会議任命拒否問題と共にこの先の暗澹たることを思わせるもの

となった。政府の判断がその道の専門家の判断に優先するなんて。▼生活保護基準切下げ訴訟では、名古屋判決が、国は専門家の意見や国際人権規約には拘束されないとし、他方で国民感情を踏まえるのは問題ないとした。「専門知」はどこでもないがしろにされている。▼先日、私大教員の地位確認訴訟で勝訴した。専門外の学長が学部運営に立ち入り、挙句学部人事に介入して懲戒解雇したのである。被告は「学長とはすなわち大学である」と言っているの、我々を慄然とさせた。学教法改正に乗じ学長権限を肥大化させてきた帰結であり、専門、専門的知識の軽視とも軌を一にしている。▼さてこの事件、東京地裁はおよそ不当な処分であるとして、地位確認のみならず学長個人の不法行為まで認めてくれた。絶望するにはまだ早いということか。壊れかけた世に抵抗するささやかな営為を続けていき

たい。
(長谷川弥生)